

や

ま

く

ら

通信

～やまぐち・くらし安心ネット通信～

発行：山口県消費生活センター

令和3年12月6日

—252号—

消費生活トラブル情報

身に覚えのない商品が届いたときは？

相談事例

身に覚えがない…



ある日、注文していない健康食品が自宅に届き、請求書が同封されていた。どうしたらよいだろう…



アドバイス

注文や契約をしていないにもかかわらず、金銭を得ようと、一方的に送りつけられた商品については、**直ちに処分**することができます！

まずは、注文したことを忘れていないか、確認しましょう！

注文していないなら、支払不要！

注意

請求書が送付されていない、請求されないなどの場合には、売買契約の申込みにあたるとは言いきれず、送りつけ商法に該当しない可能性があります。

⇒ 知人からの贈物や、誤配送 など

- ・ 一定期間保管し、送り主から連絡がないか様子を見る
- ・ 送り主に心当たりがなければ、一旦受け取りを保留し、家族の誰も注文していないのであれば、受け取りを拒否しましょう

参考：独立行政法人国民生活センター「見守り新鮮情報 第409号」

山口県消費生活センター TEL:083-924-0999 (相談) / 083-924-2421 (消費者教育)

〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号 FAX:083-923-3407

山口県消費生活センター

検索

相談受付時間 [月～金] 8:30～17:00 ※土曜・日曜・祝日・年末年始はお休みです。

まなべる利用時間 [月～金] 9:00～16:30(入場受付16:00まで)

※団体利用を希望される場合は、事前に御連絡をお願いします。

注意情報

山口県内で被害発生！

架空料金請求詐欺

「個人情報が出ている」、「このままでは逮捕される」など不安をあおるようなことを告げ、金銭をだまし取る手口に注意してください！

- 「このままだと逮捕される」
- 「支払った現金は戻ってくる」
- 「誰にも話してはいけない」
など

詐欺のサイン！！



サギです！

絶対にしないでください！

- 現金を宅配便で送付
- 電子マネーカードを購入して、カードの番号を教える
- 電話での指示どおりにATMで手続き
- 電話での指示どおりに現金を手渡し



電話でお金を要求されたら、すぐに家族や警察へ相談してください

参考：山口県警察本部「防犯情報」

お知らせ

消費者啓発出前講座の講師を派遣します

山口県消費生活センターでは、無料で消費者講座の講師を派遣します！

(例.県内の公民館や学校などで行われる学習会や会合)

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a12100/syo-center/koushihaken.html>

★まずはお気軽にお問い合わせください。

☎083-924-2421

※申込日により、ご希望に沿えないことがありますので、申請はお早めをお願いします



消費者ホットライン「188」御案内の流れ

郵便番号が分かる

1 →

を押す

○郵便番号(7桁)入力

郵便番号が分からない

2 →

○固定電話の場合は地域を選択。携帯の場合は最寄りの窓口へ

お住まいの市町の
消費生活センターや相談窓口

又は

山口県消費生活センターなど

お知らせ

体験学習型 消費者教育施設

「まなべる」の御紹介

体験学習型 消費者教育施設 **まなべる** 消費者力UP ¹⁻²

山口県消費生活センターでは、消費生活に関する各種の相談を受け、問題解決のための助言・あっせんなどを行っていますが、悪質商法等による被害は依然として後を絶たず、また、手口も年々巧妙・複雑化しているのが現状です。そのようなことから、「子どもから高齢者まで、体験しながら楽しく学べる空間」をつくり、多くの県民の皆様にご利用していただき、消費者被害の未然防止を図ります。

家族と、クラスの友達と、地域の仲間といっしょに、「学ぶ」「気づく」「知る」に対応できるコンテンツを体験し、より効果的に消費生活問題を「学べる」場所。それが消費者教育施設「まなべる」です。

学習
体験 **情報**

1-2

消費生活 **体験ゾーン**

- 契約
- ネット系トラブル
- 通信販売
- 知人系トラブル(キャッシュサービス)
- 詐欺系トラブル
- 製品事故のブースを設置。

各ブースに専用端末機を設置。オリジナルソフトで、消費生活トラブルの疑似体験ができます。自分の行動・対応をチェックしてみましょう。

消費生活 **情報ゾーン**

パンフレットや書籍など、消費生活に関する豊富な情報を閲覧できるコーナー。検索用パソコンでキーワード検索もでき、知りたい情報を簡単に入手することができます。DVDの貸出もしています。

キッズルーム

「まなべる」には、子育て中の方にも気軽に利用していただけるよう、キッズルームを設けています。

消費者教育ブース

消費者生活や市町の活動など市域での消費者教育を紹介しています。

まなべる学習室

消費者教育・消費生活の調査など、多目的に活用できるスペースです。

消費生活情報コーナー

上記にもパンフレットなど豊富に情報を用意。できるコーナーを設けています。

消費生活トラブルを体験しながら、楽しく学ぼう!

「まなべる」を利用して、消費者力アップ!!

消費生活教育施設 **まなべる**

体験 学習 情報

「まなべる」は、専用端末で消費生活トラブルの疑似体験ができる体験ゾーンや、書籍やDVDの貸出を実施する情報ゾーンがあります。

消費生活 **体験ゾーン**

- 契約
- ネット系トラブル
- 通信販売
- 知人系トラブル(キャッシュサービス)
- 詐欺系トラブル
- 製品事故のブースを設置。

各ブースに専用端末機を設置。オリジナルソフトで、消費生活トラブルの疑似体験ができます。自分の行動・対応をチェックしてみましょう。

消費生活 **情報ゾーン**

パンフレットや書籍など、消費生活に関する豊富な情報を閲覧できるコーナー。検索用パソコンでキーワード検索もでき、知りたい情報を簡単に入手することができます。DVDの貸出もしています。

キッズルーム

「まなべる」には、子育て中の方にも気軽に利用していただけるよう、キッズルームを設けています。

消費者教育ブース

消費者生活や市町の活動など市域での消費者教育を紹介しています。

まなべる学習室

消費者教育・消費生活の調査など、多目的に活用できるスペースです。

消費生活情報コーナー

上記にもパンフレットなど豊富に情報を用意。できるコーナーを設けています。

消費生活トラブルを体験しながら、楽しく学ぼう!

「まなべる」を利用して、消費者力アップ!!

来て・見て・学んで
身につけよう **消費者力!!**



山口県消費生活センター TEL:083-924-0999(相談)/083-924-2421(消費者教育)

〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号 FAX:083-923-3407

山口県消費生活センター 検索

相談受付時間 [月~金] 8:30~17:00 ※土曜・日曜・祝日・年末年始はお休みです。

まなべる利用時間 [月~金] 9:00~16:30(入場受付16:00まで)

※団体利用を希望される場合は、事前に御連絡をお願いします。